

日本国憲法制定と地方新聞論説：中間報告

梶 居 佳 広

はじめに

制定から60年、人間にたとえると還暦を迎えた日本国憲法であるが、現在大きな岐路に立たされている。いうまでもなく、政府与党を中心に野党の一部も含め戦争放棄を謳った第9条や権利偏重と攻撃される人権条項等を改変する動き＝「改憲論¹⁾」が年々強まっている。そして「公権力の監視人」とされるマスメディア、例えば全国紙においても、最大の発行部数を誇る「読売新聞」を中心に「改憲」推進の論調が主流となりつつある。

そうした中、多数の地方紙が「改憲」に慎重姿勢をとっていることが最近特に「護憲派」の間で注目されている²⁾。すなわち、ここ数年の憲法記念日や終戦記念日、また靖国参拝や教育基本法といった憲法絡みの問題に関する論説を読む限り、「北国新聞」（石川）、「伊勢新聞」（三重）等を除く地方紙は「護憲」ないし「改憲慎重」のスタンスを取っており、性急な「改憲」の動きに一貫して批判の目を向けている³⁾。地方紙は、発行部数では全国紙に敵わないものの、県によってはその県の過半数のシェアを誇る新聞もあり、日本の新聞の現状を考える上で無視することは出来ない。もっと注目すべき存在であるともいえる。では、60年前の日本国憲法制定期の地方紙論説はどうであったか。

そこで本稿は、敗戦と占領から始まる大日本帝国憲法（以降、明治憲法と記す）改定の動き＝憲法議論開始から1947年5月の日本国憲法施行にかけての憲法問題に関する地方紙の論調を、憲法案発表前後（1945年－1946年4月）、帝國議会の審議（1946年6－10月）、公布と施行（1946年11月－1947年5月）と

いう時期区分でもって検討する。ただし、全ての地方紙を検討した訳では勿論なく⁴⁾、論説(社説と一部のコラム=『朝日新聞』の「天声人語」に相当)以外の記事は殆ど捨象しているため、今回は「中間報告」という形にしたい。日本国憲法制定と地方紙に関する研究は、有山輝雄氏の労作⁵⁾、並びに国立国会図書館の切り抜き資料⁶⁾が存在する全国紙のそれと比べ、なお未開拓の領域といえる。そうした中、全国各地の日本国憲法受容に関する小論を収録した歴史教育者協議会編の著作⁷⁾は、憲法制定前後の地方紙記事も紹介しており大いに参考となる。しかし、同書で検討対象となった道府県以外の状況は殆どわからないし、新聞論説を分析することを主目的とはしていない。本稿は、有山氏の全国紙研究を参考としつつ、地方紙と憲法に関する研究の「空白」を埋めようとするささやかな試みである。

ここで、地方紙に関する予備知識・歴史的背景を簡単に整理しておきたい。

まず、「一県一紙」体制について。すなわち、日中全面戦争勃発時(1937年)には全国紙を含めて1,422紙もの新聞が存在したが、警察主導による中小紙整理、さらに1941年「新聞統合令」により、翌1942年には55紙に激減する。東京や大阪には全国紙や経済業界紙、北海道、中部、九州では「ブロック紙(「北海道新聞」、「中部日本新聞」、「西日本新聞」、以降、新聞を略して表記)」があるが、原則一県に一紙という「一県一紙」体制が完成した。この体制は、敗戦後、連合国最高司令官総司令部(GHQ)の奨励もあって新興紙の挑戦を受けるが、殆どの地方で戦時中に統合された「県紙」が優位を保ち、やがて占領末期から高度成長期にかけ、大半の新興紙は経営難、あるいは「県紙」に吸収される形で廃刊した⁸⁾。従って本稿も「県紙」「ブロック紙」を中心に検討する(日本新聞協会加盟の朝刊発行地方紙は表1参照)。

第2に、戦争の影響について。特に太平洋戦争末期になると、各地方紙は用紙不足と度重なる空襲に苦しむことになる。空襲被害は、青森、茨城、栃木、神奈川、山梨、富山、福井、三重、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、大分、鹿児島では社屋全半壊となるなど甚大なものであり、

これらの県では新聞発行すら危うくなった。また、危機的状況を乗り切るための「非常措置」として地方紙と全国紙を統合する「持分合同（地方紙を母体とし、その地方紙の所在道府県に移入する全国紙と合同する）」が1945年実施されるが、空襲被害とも相合わさって、地方によっては名称は地方紙であるが紙面構成はほぼ全国紙というところもでてくる。持分合同は敗戦後解消されたが、1946年初頭まで、全国紙に「寄生」したり、発行自体が不可能となる地方紙も多く存在したのであった⁹⁾。

I. 憲法草案発表前後（1945年10月—1946年4月）

憲法制定史研究¹⁰⁾で明らかなように、明治憲法改定の動きが公然化したのは、敗戦2ヵ月後の1945年10月であり、所謂「人権指令」と幣原内閣成立、近衛文磨が内大臣府御用掛となり佐々木惣一と改正作業に着手したことによる。以後、各政党や民間団体から憲法案が発表され、日本政府も松本烝治を長とする憲法問題調査会を立ち上げた。しかし「毎日新聞」スクープ（2月）で日本政府の考え（松本案）があまりに現状維持的であることに衝撃を受けたGHQは、自ら草案をまとめて日本政府に提示した。そして両者の折衝の末、日本政府は3月6日に「憲法改正草案要綱」を、4月17日には口語文に改めた「帝国憲法改正案」を発表するに至る。

本章では、以上の経過を辿った論議開始から改正案発表にかけての地方紙論調を概観するが、憲法草案発表が論調の変化をもたらした大きな転換点となっているので、草案発表前と後にわけて検討する。

1. 草案発表前

地方紙においても、憲法論議は1945年10月、具体的には10月7日掲載（新聞によっては数日後掲載）の同盟通信社（11月共同通信社に再編）の配信記事から始まった。記事の題は新聞によって様々であるが、幣原新内閣の課題として

憲法見直しが必要となったとし、見直すべき事項は天皇大権をはじめ広範にわたるとしている。そして翌8日に「日向日日（現「宮崎日日）」が「憲法改正必至」と題する社説を掲載し、他の各紙も10月中旬以降憲法に関する社説を掲げるようになる。

しかし、この時期の地方紙における憲法論議は活発とはいえなかった。草案発表までの間に、（憲法に論及した）天皇制問題を含め憲法を論じた社説が5本以上あるのは「ブロック」3紙を除くと「河北新報」「新潟日報」「京都」「中国」「防長」に過ぎず、「憲法を表題にした社説」に対象を絞ると「秋田魁」「山形」「いはらき（現「茨城）」」「下野」「埼玉」「神奈川」「北国毎日」「信濃毎日」「静岡」「佐賀」「熊本日日」「大分合同」「鹿児島日報（1946年2月より「南日本）」は1本も掲載していない（全国紙はそれぞれ4本ずつであった）。また、10月の論議開始時にのみ社説をだした地方紙（「東奥新報」「新岩手日報（現「岩手日報）」」「福井」「徳島」「日向日日」等）も多く、「福島民報」「香川日日（1946年2月より「四国）」のように全国紙の社説を載せたり¹¹⁾、通信社の配信論説を使用したとみられる地方紙（「新岩手」「福井」「日向日日」）もあった。そして、社説に限定した場合、憲法改正への政府の消極姿勢が明確となり天皇制論争が活発化した1月下旬以降も、一部で政府批判は強まるものの論議が活性化することはなかったのであった¹²⁾。ただし、共同通信配信を含め憲法に言及した識者の寄稿や論点整理を多くの地方紙が掲載したことは留意する必要がある¹³⁾。要するに意見は掲載するが、社の見解は控えるという姿勢をとっていたといえよう。

次に、議論の内容についてであるが、殆どが天皇制問題、具体的には明治憲法に規定された天皇の権限、さらには天皇制そのものをどうすべきかという問題に集中している（強いてそれ以外といえば、改正の手続きや範囲についての議論があり、例えば「西日本」（12月25日社説。以降、12.25と表記）や「中国」（2.24）は憲法制定のための特別議会設置を求めている）。そして、以下に記す3点は大半の地方紙の論調にみられる。

第1に、憲法論議の必要性を否定する議論は皆無であった。これは改正がGHQの指示並びに天皇の「御発意」によるところとされたからであろう¹⁴⁾。ただし、本音は改正不要と思われる地方紙は幾つかみられる。

第2に、天皇制廃止を主張する議論もまた皆無であった。天皇は「民族の宗家」で、天皇と国民との間には「理屈で説明できない繋がり」がある。従って全廃など論外で、共産党の主張する廃止論には大半が反発した。ただし、共同通信配信以外に天皇制を批判的にみる識者意見を掲載した地方紙も僅かであるが存在する¹⁵⁾。

第3に、所謂「特権層」、具体的には軍閥、華族、枢密院等への批判が噴出している。すなわち、今回の敗戦は天皇と国民との間にあって国政を壟断した「特権層」に責任があるとし、ここから「天皇と国民の直結」「五箇条の御誓文にかえれ」との主張、さらに議会や民権の拡充要求に繋がっていくのであった。

以上3点については、ほぼ意見の一致がみられるものの、憲法をどう見直すべきかになると、地方紙により見解の相違があり、社説もこうした違いが反映されるようになる。以下、幾つかのグループに分けて整理してみたい。

①態度不明：「東奥」、「秋田」、「山形」、「いはらき」、「下野」、「上毛」、「埼玉」、「神奈川」、「信濃毎日」「静岡」、「徳島」、「四国」、「高知」「佐賀」「熊本日日」「大分合同」等

憲法に関する社説を掲載しなかったり、10月時点で議論の必要のみを論じた地方紙の多くは憲法問題への自社の見解を表明していない（「佐賀」「信濃毎日」はコラムの中では改正の必要を言及している¹⁶⁾）。論議開始当初から、或いは途中から憲法に言及しなくなった地方紙の多くは、社説で「日本の民主主義」や「封建制打破」、「自由（の行き過ぎ）」を論じているが、これらは「自由」や「民主主義」をやや抽象的に論じつつ、天皇の下でも民主主義は可能ではないかとの見解を示している。しかし、憲法改正がどの程度必要かについては言

及を避け、言及したとしても、例えば「高知」のいう「国体護持」を伴う「憲法の民主主義化」(10.10)といった抽象的見解を示すに止まった。

ただ、自社の見解を明確にはしていないものの、以上の論調とやや異なる地方紙もあり、代表として「河北新報」が挙げられる。「河北」の特徴は「デモクラシーと君主制の関係」を考察し(10.23)、法的側面から論点整理を進める点にある。そして「天皇制護持者」のいう「日本型民主主義」は主観的感情的で反対論者を説得できず(12.25)、天皇についても「天皇が統治権を行使するのが正しいか否か(1.28)」と問いかけている。そして今後の展望として、「政治上は超然」ないし大権が削減されることで天皇の地位は少なくとも低下するとみている。ただし「河北」は憲法改正における政府の役割を論じた1月31日の社説以降、憲法問題を論じていない¹⁷⁾。また「合同(現「山陽」)」も天皇制の下でも民主主義が可能かどうかを問いかけ、国民に憲法への議論を喚起する社説を掲載している(1.19、2.7)。

②改正消極派

議論は必要としつつも、実際の改正については明らかに消極的立場を取った地方紙であり、代表として「北海道」が挙げられる。すなわち10月21日以降、「北海道」は社説、コラムでしばしば憲法・天皇制を論じているが、「天皇大権、統治権の総攬は西洋という専権とは似て非なるもの」とする立場で一貫しており、政府が案を示さないことには批判的である(2.7)が、少なくとも第3条改正不要を主張した2月14日コラムまでは改正の必要に否定的な議論を展開していた¹⁸⁾。また「中部日本」と「新潟日報」は、当初は憲法改正を必然とし、「中部日本」は大権削減や議会の地位増大といった具体的改定を、「新潟」は「毎日」社説を掲載(どちらも10.14)したが、「中部日本」は戦前のままでも「デモクラシー」は可能(11.18)で、憲法よりも民生安定を優先する立場(1.26)から、また「新潟」は天皇制護持(10.26)と国民感情を考慮した(1.7)として慎重論に転じている。さらに「憲法を否定するのは悲しい(10.21)」と

する「岐阜合同（1946年2月より「岐阜タイムズ」、現「岐阜」）も論議開始時点では慎重派とみられる。ただし1946年1月以降、「岐阜」は後述の③に近い意見である前田光次郎¹⁹⁾の寄稿「民主主義の天皇」（1.9-11）を載せることで立場を変化させている。

③大幅改正派

②とは逆に、一定程度、さらにそれ以上の改正を求める地方紙もあり、大きく大権削減派と天皇主権を掲げる明治憲法の根幹とされる第1-4条改正派とにわかれる。

大権削減派としては、「北日本」「中国」が挙げられる。このうち「北日本」は天皇個人への戦争責任追及にはアメリカの動向も含め批判的である（10.10、12.13）一方、憲法については大権削減、議会権限拡大、貴族院・枢密院改廃といった具体的改正点を提示している（10.16）。また「中国」も当初は改正は必要だが「一君万民の国体を眞に明徴にせねばならない」といった抽象論に止まっていた（11.30、12.24）が、2月に入ると「運営の民主主義化」では軍国主義復興への不安を払拭できないので「天皇の統治権に制限を加え、条文に明記」することが妥当としている（2.26）。

次に大幅改正論をとる地方紙であるが、まず論議開始時に、「伊勢」と「新岩手・福井・日向日日」は第1-4条も見直すべき対象としている。特に「伊勢」は、11月にも「憲法の見直しこそが国体護持の根本条件」と主張している（11.5）。ただし以上4紙は、11月中旬以降この議論を再説することはせず、「伊勢」は議論の重点を天皇制護持に移している²⁰⁾。

こうした中、より「急進的」見解を示した地方紙として「京都」と「北国毎日」がある。「京都」は、元々佐々木惣一の関係もあって内大政府の改正作業に関する記事を多く掲載していたが、12月末に憲法研究会の草案が発表されると、同案の「統治権は日本国民より発す」「天皇は国政を親らせず、国政の一切の最高責任者は内閣と成す」は画期的提案であるとし、なお天皇制を保持し

なければならないかという疑問もあろうが、それは国民の自由な判断に委ねるべきとしている(12.30)。以後、「京都」はこの草案をたたき台に論議を進め、「民主主義憲法までマッカーサー司令部にご厄介になる気か、これだけは先手を打たれるなかれ(1.7コラム)」と憲法改正の自主的解決を主にコラムで主張するようになる²¹⁾。一方「北国毎日」は1946年に入り、天皇制全廃を主張する安藤孝行(四高教授)の寄稿を計8回掲載し²²⁾、その議論も踏まえて天皇制と憲法問題の解決策として「天皇の政治上の実質的権力は一切否定」すべきで、天皇は「形式的、儀礼的、榮譽的の代表者としての元首」に据えるとの結論をだしている(2.3)。なお全国紙では「毎日」が両紙に近い見解を一度出しており(12.21)、第1次争議の結果、従業員組合が主導権を握った「読売」はより急進的な見解を一度社説で主張する(12.29)が、以降憲法への関心を低下させている。

さらに「愛媛」(2.3)「西日本」(2.4)も2月以降第1-4条改正を主張し、「西日本」はさらに天皇制批判の寄稿(鈴木安蔵、渡部義通)を大きく載せている(2.25、27)。また、一貫して天皇制護持を主張していた「防長」も「君民共治」をとる社会党案(2.26)や憲法懇談会案(所謂「尾崎案」)を検討し、特に後者に賛意を示した(3.7)。ただし「防長」の尾崎案への社説は草案発表翌日であったため、殆ど意味の無い見解になってしまった²³⁾。

2. 草案発表後

3月6日の日本政府発表の憲法草案は、それまでの政府の姿勢からは想像も出来ない内容であったが、地方紙にとっても予想外の事態であった。というのも、草案発表数日前から、政府案=所謂「松本案」が「内外の反対で頓挫」したとの共同通信配信が地方紙に掲載され(3.1以降)、憲法問題において保守的な幣原内閣の失態を追及する議論が強まったからである²⁴⁾。草案が発表されるや、「驚天動地」「急進飛躍」といった言葉が飛び交った社説が掲載され、全ての地方紙で憲法論議が本格化する。しかし、間もなく衆議院総選挙(4.10)と

政局の混乱に関心が移ったため、草案並びに正文発表直後以外に憲法を論じた地方紙は殆どなく（「新岩手」「秋田魁」「山形」「福島民報」「福島民友」「いはらき」「上毛」「下野」「埼玉」「神奈川」「新潟日報」「信濃毎日」「静岡」「京都」「合同」「愛媛」「日向日日」は正文に関する社説はない）、6月の議会審議開始まで論議は再び沈静化することになる。なお「憲法草案の国際的意義（3.9以降）」並びに「日本の永久中立化を提唱（3.11以降）」と題した同文の社説が相当数の地方紙にみられる²⁵⁾。これは共同通信の配信論説を「社説」として使用したものであろう。

とはいえ、草案発表が地方紙の憲法論議にとって大きな画期であったことは、大半の地方紙で発表直後から社説を掲載し（3.7-12）²⁶⁾、憲法に関する自社の見解を（多くの地方紙は初めて）明らかにした点からも間違いない事実であった。

①評価

後述する批判・注文派（数紙）を除くと、大半の地方紙は政府の憲法案を肯定的に評価していた（全国紙では「朝日」「毎日」が改正案を全面支持した）。政府の方針が急変した点についても、伝えられていた松本案より遥かに「進歩的」な案を発表したことから歓迎すべき急変とみなしている。なお、今日「押し付け憲法」の根拠として問題になるGHQの関与については、「東奥」「北国」「合同」それに「岐阜」が草案作成はGHQとの交渉、ないし示唆を受けたものと推測するが批判的ではない²⁷⁾。むしろ「合同」のように、日本政府に対して、以前の考えと草案との間の大きな相違について説明することを求めている。

次に、憲法案のどの部分に関心を持ったかであるが、この点も共同通信解説記事（3.7以降）の影響が強かったと考えられる。というのも、同解説は草案の三大特色として「主権在民、天皇世襲、戦争放棄」を挙げているが、10以上の地方紙の社説は、この「定義」をそのまま、又は「応用（主権問題と戦争放棄）」して言及しているからである²⁸⁾。結果、多くの地方紙は主権問題の解決

を憲法改正最大の特徴とみなし、かつ最大の注目点とした。そして天皇制が「象徴」として存続した上で国民の代表からなる議会を中心とした「主権在民」を採用したことに安堵したのであった。

一方、戦争放棄についても、かなりの地方紙が注目している。特に、「新岩手」「河北」「山形」「北日本」「西日本」「熊本日日」、それに共同通信配信論説では改正草案に関する社説とは別の社説として、「東奥」「福島民友」「中部日本」は改正案の特徴の1番目としてとりあげており、この条項が持つ文字通り画期的な意義について論じ、賛同している（「新岩手」は模範国としてソ連を挙げている）。また主権在民に埋没した感のある基本的人権について、特に取り上げている地方紙はかなり限定されるが、「福島民友²⁹⁾」「中部日本」「愛媛」が「国民の自由」ないし「国民の権利」を改正案の特色の1つとして紹介している（「西日本」は後述）。他に「四国」は議会政治確立に注目し、「防長」（3.20）「北国毎日」（3.21）と「熊本日日」（5.21）は憲法改正にあわせ教育勅語見直しを求めている。

②批判・注文

一方、政府案に対し批判や不満、概ね賛成だが注文をつける地方紙は、数こそ少ないが興味ある主張を展開している。というのも、批判・注文派は、主権在民徹底を主張する流れ、明治憲法に親近感を持つ流れという正反対の立場からそれぞれ議論をすすめているからである（全国紙では「読売」が政府案を評価するも天皇制論議の先送りを主張していた）。

まず「主権在民徹底派」として、「北海道」と「河北」があげられ、特に「北海道」は全面批判を展開している。すなわち、草案は「一部特権階級の一方的立案」でありあくまでも一案に過ぎない。内容も天皇大権が多すぎ、労働者、農民、女性に関する人権規定は具体性がないとする。また正文も、前文は理解困難で主権の所在が不明確であるため、第3章以下の人権規定に幻惑されてはいけなさと主張している（4.19、4.21）。前述のように、「北海道」は2月

中旬まで改正消極論を展開していたが、半月の間に大きく見解を変えている。これは2月下旬に新聞編集権が従業員組合に移ったからであろう³⁰⁾。

「河北」も草案について「進歩的態度を装いながら保守的憲法制定を狙っており、「国民意志を憲法の基調たらしめると同時に天皇制温存を案の中に提示して」いるとし、正文発表時には以下の5点を問題として提示している(4.19)。

1. 理解に苦しむ「象徴」、2. 権利保障が不十分な国民の人権、3. 民主主義的政治と天皇制は両立するか(主権在民の明確化が必要)、4. 多すぎる天皇大権、5. 一方的宣言では効力がない戦争放棄(「永久中立国」承認と戦争遂行を不可能にする経済的変革が必要という)³¹⁾。

あと批判とまではいかないが、「岐阜」は草案を「ポツダム宣言の再確認で特に新味はない」とみており、「京都³²⁾」「北日本」「合同」等は華族制度存続を問題視していた(「北日本」は家族制度の民主化不徹底もあげている)。さらに「西日本」は労働権について独自の社説を掲げ、草案の労働権はワイマル憲法やスターリン憲法に比べ不十分な内容に止まっていると指摘し、「信濃毎日」も草案は評価するが、他紙が好意的に評価した政府の態度急変には不信感を表明し、経済生活の安全保障を要求している(3.13コラム)。

一方、「明治憲法」寄りの立場から社説で改正案を正面から批判した地方紙はない(草案批判をした寄稿論文を掲載した地方紙は幾つかある³³⁾)。ただし、幾つかの地方紙は何らかの不満を示していた。「南日本」は、草案について「国民の総意を反映したもののかは別として、現情勢下ではやむを得ない所産」とし、本来明治憲法は「天皇制下の民主主義を規定したもの」で「終戦後の今日といえども立派に適用できる」という。そして、草案は「国家法人説による天皇機関説を採用した」と解釈し、その上で「天皇は依然元首」で「真の健全な民主主義は天皇制の下でしか発達しない」と主張している(3.18)。

また(明治憲法支持とはいえないが)「上毛」は天皇の大権削減に賛意を示すが、その理由は「民主主義」の立場とは異なるとし、より「日本的」な、「義務を大本とし一切のことを義務より踏み出す」姿勢を重視することを主張

している。また地方知事は直接公選を導入するのに首相は議会から選出するのはおかしいと「首相公選論」も唱えている。

なお、憲法案の評価とは別に、「中部日本」(3.16)、「中国」(3.18)、「河北」(3.31)は、現在の議会が国民代表にふさわしい構成といえないため、憲法制定のための特別議会設置を主張している。この主張は草案発表前(前述)からあり、「徳島」も正文発表後に同様の主張をしている(4.18)。ただし(「朝日」も含めた)この主張は、政局の混乱や吉田内閣が憲法改正案を帝国議会に上程したため立ち消えとなった。

II. 帝国議会の審議(1946年6—10月)

1946年6月25日吉田内閣は憲法改正案を上程し、以後10月7日の成立まで帝国議会において審議が進められた。そのため正文発表以降沈静化していた地方紙の憲法論議も活発となり社説も掲載されるようになる。

まず一般的特徴を整理する。議会審議中、地方紙で憲法関連の社説が掲載されたのは、1. 憲法案上程(6月25日前後)、2. 衆議院審議(特に7月)、3. 衆議院通過(8月24日前後)、4. 貴族院審議(特に8月末—9月初め)、5. 憲法成立(10月7日前後)という5つの時期であった。ただし、(確認した限り)指摘した5つの時期全てに憲法に関する社説を載せた地方紙は「河北」「合同」「中国」「西日本」「熊本日日」、またそれとは別に5本以上社説を掲載したのは「北海道」「北日本」「北国毎日」「中部日本」「京都」「島根(現「山陰中央新報」)」「高知」であり、低調とはいえないが論議が盛り上がったともいえない(なお同時期の「朝日」は3本、「毎日」は9本、「読売」は5本。なお「読売」は第2次争議の結果、急進的主張は消滅した)。社説掲載にムラのある地方紙には、(1) コラムはあるが独自の社説がない、又は共同通信論説を掲載(「福島民報」「神奈川」「静岡」「日向日日」、(2) 議会審議中の社説がない((1) + 「東奥」「秋田魁」、(3) 貴族院審議時の社説がない((1) + (2) +

「新岩手」「新潟」「福井」「徳島」「大分合同」「南日本」といった特徴をもっている。なお社説以外の記事は、一部地方紙独自の記事（例えば「河北」以外の東北や「新潟」「日向日日」の議員座談・報告）もあるが、大半が共同通信配信である。配信の中には論点整理もあるが、識者寄稿は大幅に減少している³⁴⁾。

1. 議会開会

議会が開会し、憲法改正案が上程されると「河北」「新潟」「北日本」「中部日本」「合同」「島根」「高知」「西日本」「佐賀」「熊本日日」「大分合同」等多くが国家の基本法である憲法に関する議会審議の重要性を国民に喚起する社説を掲載したが、一部は期待薄の姿勢をとり、また独自の見解も示していた。

まず、政府の憲法案に批判ないし冷淡な態度を示した「北海道」「岐阜」は審議開始時点においても同様の態度であった。「北海道」は6月21日にGHQの「指示」を受け「左翼分子」53名を強引に休、退職させるなど、社内は混乱していたが、憲法について、この時点では改正手続や主権を巡る対立、「ブルジョワ的自由主義と社会的民主主義の対立」を指摘した上で憲法に関する国論分裂や生活の不安定化を理由に改正は将来の国民投票によるべきとの見解を示している（6.27）。また「北海道」とは政治的立場が異なるが「防長」「埼玉」は、議会はまず食糧問題に取り組むべきと主張し（共に6.27）、特に「埼玉」の論説は、これ以降憲法成立まで議会の憲法論議を「無視」する態度をとった。生活困窮による憲法への国民の低い関心は、「静岡」コラム（6.27）や「島根」（6.22）等でも指摘されているが、「高知」は加えて憲法案が「国民にとって上から与えられたモノ」と感じることも一因とみている（6.27）。

次に、憲法案を審議する議会の役割に関して、「中部日本」は、一方では（殆ど全ての地方紙が主張するように）「徹底的に論議を尽くすべし」（6.11、6.20）といいつつも、憲法審議の自由には限界があり、政府の改正案を根本的に変改することは不可能（6.27）としている（なおこの議論は明治憲法第73条

により議会は憲法を修正する権限はないとする解釈とは異なる)。また、政府の憲法案に対し発表段階では批判的だった「河北」も、議会の審議は憲法を「批評」するのではなく、意味や解釈の明確化にあるとしている(6.23)。「河北」の場合、主権在民の明確化を要求したものであったが、政府案発表時の主張を修正するものであったともいえよう。

最後に、国会開会の時点において、地方紙が憲法案のどの部分に関心を持っていたかについては、論点を列挙した「北日本」「島根」「佐賀」は、第1に主権と天皇制を挙げており、列挙していない「新潟」「北国毎日」「中部日本」「伊勢」「京都」「合同」「防長」等も含め、主権問題を最重視していた(なお「京都」(6.30)は徹底的な主権在民説として憲法研究会案と共産党案を比較的好意的に紹介しており、「合同」(7.2)も共産党案について検討に値するとしている)。次いで、議会問題、戦争放棄(「福井」が「日本非武装化案の意義」を掲載³⁵⁾)に関心が集まっていた。人権に注目した地方紙はこの時点でも少数であるが、「西日本」(6.27)と「秋田魁」(6.30)が特に労働権を重視し、改正案は不十分な内容であると主張している。

2. 審議過程

①主権の所在・天皇の地位

議会で最も議論になったのは、憲法改正によって主権の所在はどうなるのか、また「国体」は変革されたかについてであり、この問題に関する政府(吉田首相、金森徳次郎国務相)答弁が極めて曖昧であったことから、多くの地方紙が社説で取り上げている。そして、(論点整理の「福島民友」「徳島」を除いて)社説で取り上げた地方紙の殆どが政府答弁に不満を表明した。ただし、政府答弁のどこに「不満」があるかとなると、政府の改正案発表時における見解の差異も反映した2つのグループに分かれる。すなわち、一方は主権在民を支持する「多数派」であり、もう一方は主権在民に懐疑的な「少数派」である。

このうち「主権在民」派では、特に「伊勢」が衆議院審議時点で全国紙では

言及を避けた国体の変革まで主張している。すなわち、「天皇＝元首はとんでもなく」また「大正・昭和期に鼓吹された意味での国体は崩壊したのだから、「国体は変わった」という方がすっきり」する（7.18）とし、鈴木安蔵の寄稿「新憲法と民主主義」を7回にわたって掲載することで自己の見解を補強している（7.18-24）。なお国体の変革について、衆議院段階では「新潟」（6.30）や「熊本日日」（7.8）も言及しているが、敗戦前のような盲目的、神秘的国体理論は清算しなければならないが国体は不変と主張している³⁶⁾。

また国体には言及していないが「河北」が3回にわたって議論を展開しており、1. 政府の主張は「君民同治」で国家主権説といえるが、政府提出案は明確に主権在民と規定しているので無理がある。2. 栄誉の象徴や宗教的崇敬の対象を従来の法律用語で表すのに無理があるので「象徴」天皇がふさわしいとの見解を示している（6.30、7.2、7.6）³⁷⁾。さらに「北日本」コラム（6.29）「北国毎日」（6.30）、「高知」（7.1）、「合同」（7.6）等も政府答弁を「欺瞞的」で改正案の主権在民規定から逆行するものと批判したのであった。

一方、「南日本」は「天皇こそ国家元首」の立場から、曖昧な政府答弁は「ただのごまかし」と批判している。そして天皇が「政権を国民全部に委託された」ことで「主権在民」が明らかになり、「我々は主権の代表者として天皇を選ぶ。すなわち天皇ははっきりと日本の元首である」と主張している（7.21）³⁸⁾。しかし、全国紙も含めた多数の新聞の批判もあって、政府や保守政党の試みた主権論における解釈の「逆行」は阻止され、7月末に自由、進歩両党は主権在民をより明確にした修正案を提案し通過することになる。そしてこの修正について、直後に「西日本」（7.29）が、憲法案の衆議院通過前後に「河北」「北日本」「島根」「合同」「高知」「大分合同」等が賛意を示しており、「朝日」社説を転載した「四国」（8.5）並びに「北海道」（7.29）と「合同」（8.9）のコラムのように修正に至る政府や保守政党の態度を批判するものもあった。これに対し「南日本」は自己の見解を再度明らかにすることはなかったが、「佐賀」が総選挙後の議会勢力やこれまで明らかになった憲法草案の数か

らみて、「主権在民」が国民の総意とは考えられず、「国家百年の体系を忘れ我
国体の成果を歪曲する思想を以って臨むは危険」と主張している(8.25)。し
かし「佐賀」も審議中自己の主張を繰り返し展開することはなかった³⁹⁾。

貴族院の審議でも、主権・国体論議は問題化したが、ここでは「京都」が積
極的であった(「京都」は貴族院議員になった佐々木惣一との関係もあって、
例外的に貴族院審議時の方が社説も多い⁴⁰⁾)。「京都」は佐々木と政府の論戦に
触発される形で社説・解説を数本出しているが、「新憲法によって国体の変革
を見たと考えるのが国民主権の立場からの当然の帰結」と結論付けている
(9.15)。また「伊勢」は衆議院審議時と同様の主張をし(9.14)、「西日本」も
国体は変わったとの見解を示している(9.9)。

ただ、以上の主権論争の過熱化に対して冷やかな態度を示す地方紙もまた
存在していた。例えば、共同通信論説「憲法論議の立場」(7.10「いはらき」
「信濃毎日」掲載)や「中国」(7.13)「河北」(7.21)「新岩手」(7.24)は、議
会は憲法の技術的側面や国民が身近と感じられる領域について関心を向けるべ
きと主張している。

②戦争放棄

今日憲法論議の中心は第9条・戦争放棄であるが、憲法審議中、全国紙でこ
の問題を取り上げたのは「毎日」(6.29)だけであった。これに対し地方紙は
「防長」(7.2)、「北海道」(7.11)、「徳島」(7.15)、「高知」(9.5)、「中国」(9.20)
「熊本日日」(9.28)「島根」(10.5)が正面からこの問題を取り上げており、部
分的に論及した地方紙も幾つかあった⁴¹⁾。

ただし、戦争放棄について、主権問題のような活発な議論の展開が、地方紙
においてもみられなかったことは事実である⁴²⁾。すなわち、戦争放棄に関する
地方紙論説は、大雑把にあって、戦争放棄の持つ意義を説明するか、戦争放
棄・非武装実現への道筋ないし問題を指摘するものであり、後者の中で論点や
疑問が整理されている。そして、(1)戦争放棄の中に自衛権、防衛戦争の否定

も含めるべきか、(2) 戦争放棄を国際的にどう保障できるか、の二点が論点となっており、(2) については、外国の援助を借りるか、他国間の紛争に巻き込まれないようにすることが条件とされ、(議会でも提起された) 永世中立国の宣言ないし安全保障の確立が主張されている。

とはいえ、戦争放棄・平和主義の意義は草案発表の時点から改正案の「一大特色」として大いに強調されるものの、そのための道筋や条件整備に関する議論は、今挙げた以上に深まることはなかった（なお戦争放棄の持つ「意義」に異を唱えたり、戦争放棄に正面から反対する地方紙は皆無であった）。この点、「満州事変以後の日本の戦争は自衛権の発動として戦われた侵略戦争であることを省みるならば、防衛戦争を否定するのも当然の措置」という「徳島」は、「他国から侵されることを恐れる」より「わが国が侵略国でない国に生れ変わる」ことが大切であるが、この点に関する議会の議論が低調であると指摘し、一方「中国」は「国内法で一方向的に戦争放棄を規定しても国際法的には効力がない（佐々木惣一）」「戦争放棄規定は「中立国」としての資格も放棄するもの（高柳賢三）」といった批判を受け「頭から戦争を放棄することは根柢が頗る希薄である」と主張しているが、何れも単発の指摘、問題提起に止まったのであった。

③基本的人権

戦争放棄と同様、基本的人権に関する議会審議も概して低調であった。そのため、審議中全国紙は社説で取り上げていないが、地方紙でも憲法中の基本的人権について正面から取り上げたのは、確認できた限り「徳島」（7.19）、「西日本」（8.25）、「河北」（8.25）、また「新潟」（8.27）と「高知」（8.30）が部分的に言及しているに過ぎない。なお「徳島」は、財産権の不可侵、教育権、生活保障に関する社会党修正案についての議論を整理しており、「西日本」は基本的人権の保障に努力する点が改正憲法の特徴とした上で、確実に国民の権利として遵守することを主張したものである（「河北」は後述）。

ただし、この事実から地方紙が人権に無関心であったとは断定できない。前述のように7月中旬以降、「河北」や共同通信の論説は、議会の憲法議論が主権問題に偏っていることを批判し、基本的人権、権利と義務の問題にも光を当てるべきと主張していた（なお全国紙は議会に人権領域への関心を喚起する社説もだしていない）。その上で「河北」は衆議院の憲法修正案について、あえて公務員の不法行為による国又は公共団体の賠償責任と無罪判決を受けた際の補償規定だけを取り上げ、国民の権利の最後の一线を護るものとして評価したのであった。

また、地方紙が人権の領域で関心を持ったのは「平等」に関する問題、特に家族制度改革についてであった。この問題は民法改正に関わる問題であるが、民法の改正自体が憲法改正に伴ったものであり憲法とも大いに関係する事案であった。また、これまでの家父長的な「家」制度を「改正」することは、国民にとってもまさに身近な問題であった。そのため、多くの地方紙が家族制度改革について社説で論じている。このうち、明らかに憲法問題（法の下での平等、両性の本質的平等）や憲法論議と絡め論じているのは、「北国毎日」（7.19）「佐賀」（8.20）、「島根」（8.22）「新岩手」（8.26）、「防長」（8.26）「山形」（9.27）であり、「西日本」（7.8、8.31）、「四国」（8.21）、「北日本」（8.30）、「大分合同」（8.30、9.2）、「いはらき」（9.2）、「福島民友」（9.9、30）、「下野」（9.10、10.2）「中部日本」（9.25）、「福井」（10.2）でも部分的に憲法に言及している⁴³⁾。これら論説を詳細に紹介することは憲法論議と外れる部分もあり、今回の小論では行わないが、大雑把な特徴を整理すると、(1) 性急な改正は時期尚早とした「佐賀」を除く大半が、家族制度改革を法の下での平等、男女平等といった改正憲法の精神に則ったものとして支持しており、主権論争時と対抗関係と類似している⁴⁴⁾。(2) 「改革」を支持する多くの地方紙は、これまでの「家」の持っていた「封建的」「家父長的」要素を一掃するもので、家族そのものがなくなるわけでないというが、これも主権・国体に関するそれと類似した議論であった。

④二院制

最後に、統治機構の問題として二院制を取りあげる。この問題は、貴族院を廃止して公選制の参議院を設置することで明治憲法以来の二院制を維持することが妥当かどうか論点だったが、同時に貴族院の「失敗」をどうみるかも問題となった。というのも、貴族院は敗戦直後から「特権層」として批判された上に廃止となったため、衆議院だけの一院制の方が適切とする意見も一部にあったからである⁴⁷⁾。さらに貴族院について付け加えると、「熊本日日」は3月末時点(3.31)で主張しているように、改正で廃止される機関が憲法案を論議することは自己矛盾でないかという意見もあり、事実地方紙の中には貴族院の審議を「無視」するものも少なからずあった。

このため、二院制について地方紙論説では、(1)参議院が何故必要か、(2)衆議院と比してどういう存在であるべきか、(3)どのような人員構成であるべきか論点として加わり、特に(3)は具体的に参議院の選出に職能代表制を導入すべきかが問題になった。そして、1.一院制が理想とした「合同」も含め二院制を支持している。ただし、その理由は二院制の利点を説く積極派(「西日本」7.14、22)と日本の現状を考えると一院制は危険とみる消極派(「合同」「中国」どちらも7.22)、両論併記(「四国」7.22)に分かれる。2.参議院の構成、特に職能代表については「西日本」が検討すべき、「信濃毎日」は疑問視(8.11)、他は両論併記であって意見の一致をみていない。要するに、二院制は支持されたが消極的支持にすぎず、新設される参議院の性格については曖昧なままであった。

ただ、ここで指摘しなければならないのは、貴族院の憲法審議への地方紙の評価が非常に高かったという事実である。すなわち、審議前には「中部日本」(8.22)を除いてその保守性が警戒された貴族院であるが、審議が始まると「岐阜」(8.31)を除いて、「合同」(8.30コラム)、「島根」(8.31コラム)、「信濃毎日」(8.31コラム)、「上毛」(9.1)、「北日本」(9.7)は、特に宮澤俊義、南原繁ら学識議員の議論について「意外に進歩的」で衆議院と比べ「高レベル」と

評価している。そして「河北」(9.9)は、貴族院の議論は法律的でスッキリしており、二院制の持つ利点を再認識出来たとさえ指摘している⁴⁸⁾。勿論、貴族院審議を「省略」する地方紙があった事実は無視出来ないが、これまでの「反動的性格」のため廃止されることになった貴族院が最後になって二院制の利点や新設される参議院へ第二院の在るべき姿を提供したと一定数の地方紙には映ったといえよう。

なお、今回紹介した以外に地方紙が関心を持った問題として、地方制度、議院内閣制、華族制度廃止、皇室財産が挙げられる。特に地方制度は比較的多くの地方紙の社説で論じられている⁴⁸⁾、多くは憲法論議に直接関連付けて論じるものではなかった。

3. 憲法成立

政府提出の憲法案は10月7日成立した(なお金森国務相の寄稿論文が共同通信配信として多数の地方紙に掲載されている⁴⁹⁾) が、多くの地方紙はその前後に議会の憲法論議への評価と成立した新憲法普及に関する議論を中心に社説を何本か掲載している。

① 議会の憲法論議

議会の論議については、不満もあるが及第点とみるのが大勢であった。このうち「東奥」「北日本」「中部日本」「島根」はやや手放しに近い評価であるが、ここで注目すべきは、草案発表以降、政府の憲法案に冷淡だった地方紙が新憲法に賛意を示していることである。すなわち「岐阜」は8月末には「革命的」だが、主権などで曖昧な「ヌエのような存在」と憲法案を評した(8.31)が、成立後は憲法を「まさに革命的」とし(10.8)、「北海道」もコラムで憲法を「目下進行しつつある革命の現実よりはっきりと前進した」とし(10.9)、議会については社説で国民の権利義務、特に生存権・生活権の確立や主権在民を確認できたことに成果があるとみなしている(10.15)。

一方、不満とされたのはやはり主権問題であり、国体について積極的な主張を展開した「伊勢」は政府の説明に「割り切れない保守的なもの」があったとし(10.15)、逆に「主権在民」に懐疑的であった「佐賀」は「憲法を国体変革の法典と観る論者は形式に囚われていた」点を遺憾とし、「貴族院の意図する国体護持の気持ちが国民に再認識された」点を成果としている(10.10、13)。また「中国」「四国」「西日本」等も一様に政府の説明に対し不満を示したが、議会で示された主権在民の理解が「日本政治の最大公約数」とみる「信濃毎日」(10.10)や「京都」(10.12)のいうように、主権在民が明確になったこともあり、これ以上議論をしても成果が出てこないのは仕方がないとする認識ではほぼ一致していた。なお主権問題の他に、「新岩手」(10.8)は戦争放棄と議会、「中国」(10.10)は「基本的権利」と戦争放棄が課題として残ったとし、議会については行政の役割が増大する現状と憲法条文が調和するか、「基本的権利」は社会的経済的意味においてどう考えられているかとの問題提起をしている。

ただし議会の論議について、「新岩手」(10.14)「日向日日」(10.22)(日はかなり開いているが同一文章)が掲載した批判があったことも注目する必要があるだろう。すなわち、議会の審議について、特に多数を占める保守政党は、国際的にはあまりにも理想主義とされる戦争放棄に関し「平素祖国愛旺盛であるのに誰一人自衛権保持を口に」せず、また新憲法の民主主義的内容に冷淡で明治憲法に愛惜の念さえ抱いていた。基本的人権を軽視したことも考えると、新憲法に対する議会の態度は国民大衆の立場には立っていない。

②新憲法の普及・啓蒙

新憲法普及の社説は、新憲法の意義や内容を国民に周知徹底する目的で掲載されたものであり、公布・施行時の社説を先取りする内容であった。そして意義に力点を置く社説、内容紹介に力点を置く社説、普及方法を論じた社説に区分できる。

「意義」に力点を置く社説は、共同通信論説(「福島民報」「いはらき」「上

毛)をはじめ、「佐賀」「東奥」「四国」「愛媛」等、普及に関する社説の中では最も多い。そして「東奥」は敗戦に至る日本の「過ち」、「愛媛」は敗戦以降の「民主主義革命」から新憲法の意義を説いており、共同論説は憲法を対立思想の調和点ととらえ、悪用された明治憲法の「過ち」を想起しつつ国民に大きな覚悟と絶えまない努力を求めている。この共同論説や「佐賀」の題名のように、国民に「覚悟」を求める点は普及に関する論説全般にみられるものであった⁵⁰⁾。例えば、前述の「新岩手・日向日日」も議会の態度が保守的であるため国民の新憲法への理解が不可欠としていた。

一方、「内容紹介」に力点を置く社説は「秋田魁」「山形」等少ないが、専ら基本的人権の紹介が中心となっている(「河北」や「山形」(9.25)は普及にあたっては基本的人権を中心にすえる必要を説いていた)。「秋田魁」は勤労権を中心に説明し、新憲法の「勤労生活に対する態度は資本との対立について極めてニュートラルな点にたっている」ので、新憲法に同時に規定された「個人の解放」との関係や労働の権利確立を解決するには民衆の自覚と精神内容向上が必要としている。また「山形」(10.24)も新憲法は自由権、民主主義と共に「経済の社会主義制度」を導入したものと理解し、第14条、第18条、第25-29条の紹介を行っている。そして政府が「基本権を基盤とする社会主義的諸立法」に怠慢であれば第99条による「弾劾を受けるだろう」としている。

なお「上毛」は信条の自由や個人尊重といった具体的人権規定の紹介から出発した上で、国民一人一人が尊重されるに値するあやふやでない思想、個人としての立派さを持つことを求め、条文ではなく条文の精神においてお互いが生きることを説いている(10.11、16)。

あと普及方法や記念式典を論じた社説がある(特に「山形」「京都」は貴族院審議中から論議を開始している)が、この点「信濃毎日」は保守的な吉田内閣の下でのお祭り騒ぎの祝賀は、国民の民主化意欲を麻痺停滞させる作用を持つのではないかとしている(10.3)。

Ⅲ. 公布から施行へ（1946年11月－1947年5月）

10月に成立した日本国憲法は、それまでの「明治節」にあたる11月3日に公布され、半年後の1947年5月3日施行されたが、地方紙もそれにあわせ社説で憲法を論じていた。

これまでと同様にこの時期の地方紙論説の全般の特徴を整理すると、まず公布と施行の前後に論説が集中し、それ以外の時期（1946年11月中旬から翌年4月）は殆ど論説のない地方紙が多い（「朝日」「毎日」も同様で、公布・施行前後を除くと「朝日」2本、「毎日」1本）。これは新憲法成立によって憲法問題が一応決着したことが大きい。また社説の内容も（当然ではあるが）「啓蒙普及」が大半である。特に公布と施行時の社説にこの傾向は著しく、新憲法の意義を示し国民に新憲法を生かす「覚悟」を説くものばかりであった。

1. 公布

再三述べたように、公布時の社説は、新憲法の持つ意義を説き、国民に新憲法を生かして運用するよう努力と覚悟を求める点では殆ど同じである。ここではこれまで議論になったテーマや各紙の力点の置き方を中心に整理する。なお、調べた限り、「山形」「神奈川」「静岡」には社説がなく、一方「北海道」「東奥」「河北」「福島民友」「北日本」「北国毎日」「京都」「合同」「中国」「防長」「熊本日日」は2回以上に分けて論じていた⁵¹⁾。

まず明治憲法について「改正しなければならなかった」点では言及した全紙が同意するものの、評価になると意見が分かれる。「東洋的封建的イデオロギー」という「北海道」や新憲法の源流の1つである民権派の抑圧の上に制定したとする「岐阜」の他、「徳島」も市民的革命を明治維新が歪曲したとの理解に立っているのに対し、「福島民友」「新潟」「北日本」「福井」「中部日本」「防長」「佐賀」「大分合同」は一定の評価をしつつ、封建制の残存や運用の誤りのため今日に至ったとする⁵²⁾。特に「新潟」は天皇による統治権の総攬も悪の根

源と断定できないとし、「中部日本」は新憲法を明治維新の実質的進展と解している。さらに「防長」は新憲法を「陛下の裁可があった以上はもはや揺るがぬ一国の宗法であらねばならぬ」といい、「熊本日日」は2本目の社説で国民と天皇の有史以来揺るがぬ結びつきを強調している。

次に新憲法の内容は、全地方紙が画期的とし、「熊本日日」「伊勢」「四国」等は日本再建の原動力とみなしている。憲法の精神は西欧、特に英米が長年かけて培った人権思想等を土台とするが「合同」は1本目の社説で「自由・平等・博愛」を解説している。一方、戦争放棄は世界に先駆けた画期的規定であるが、この点「北国毎日」は新憲法は世界史的使命を担っているとし、「大分合同」は新憲法最大の理想は戦争から平和への世界史の転換であると述べている。そして「いはらき」「愛媛」は網羅的に、「東奥」「新潟」「北日本」「合同」「防長」「高知」「南日本」は平和主義と人権（自由・平等）を、「福島民友」は国民の自由を中心に新憲法の特質を紹介している⁵⁵⁾。

しかし多くの地方紙は、新憲法の内容と現実の国民意識には距離（「信濃毎日」「中部日本」「島根」「四国」「佐賀」等）があるといい、「距離」の理由として新憲法が国民の体験的経験（「四国」）や歴史的地盤（「佐賀」）から得られたものでない、或いは戦災による経済問題（「信濃毎日」⁶⁷⁾）もあり、「与えられた憲法」である点を指摘している。また「新岩手」「福島民友」「京都」「西日本」「日向日日」は、憲法への国民の関心も低いことを指摘するが、この点「西日本」は新憲法普及に関し、従来の憲法が重視した立法や司法の「形式」でなく、基本的人権、特に労働権を重点的に普及すべきといい、「京都」「日向日日」は国民の新憲法への低い関心の一因として支配層の保守的姿勢に問題があるとする。この点「北国毎日」も支配層の頭の切り替えを主張している。

そして、これらの課題を乗り切るために国民は新憲法の条文・精神を理解し、誤りのない運用が求められる。そうでなければ、明治憲法、或いは民主憲法でありながらナチス台頭を許したワイマル憲法（「北海道」「東奥」「新岩手」「福島民友」「信濃毎日」「島根」「中国」）の二の舞になると多くの地方紙は警告す

るのであった。なお「下野」は実質的に女性解放に論点を絞り、「上毛」は新憲法を「日本的性格」を持つものと理解している。さらに、「河北」は衆議院の権限が司法、立法に優越しアメリカ流の「チェック・アンド・バランス」が働かないので、衆議院を選挙する国民の正しい運用が不可欠だが、現状では憲法に関する国民の理解が浸透していないので祝賀より普及を求めている。

以上のように、公布時の地方紙論説の力点の置き方はこれまでの関心の持ちようである程度対応していた。そして改正案発表時は人権が主権在民の中に「埋没」していたが、公布時には人権と主権在民が結びつき、民主主義と平和主義こそ新憲法の持つ特徴とされるようになった。また敬意の念に変化はないが天皇への言及が減ったことも指摘できよう。

2. 公布と施行の間

公布から施行の間、憲法論議は完全に「沈静期」に入った。もっとも「岐阜」(12.4)のように、公布1ヶ月に憲法の根本精神を人民主権、戦力不保持、議会主義の3原則と改めて紹介するなど、一部地方紙は時々社説で憲法を論じていた。なお「中国」の論説は後述する。

まず普及活動については、「大分合同」(11.9、3.13)「防長」(11.20)「山形」(11.25)「徳島」(1.18)「熊本」(1.18)「西日本」(1.26)「四国」(3.6)「河北」(3.23)「埼玉」(4.25)が取り上げているが、何れも憲法と国民意識のギャップを念頭に普及の必要を主張している。その際、「西日本」は国民主権と個人の人格の尊重、「大分合同」は民主主義と平和主義、「四国」は権利と義務、「河北」は主権在民の重要性を説くことを奨めている。

次に天皇制については、「国体」解釈と天皇という存在のあり方が問題となった。前者は貴族院で金森国務相と佐々木惣一の質疑で国体問題が蒸し返された際、「北国毎日」(11.30)「河北」(12.1)「新潟」(12.11)が取り上げ、「北国毎日」は金森の答弁を「二枚舌」と批判している。「新潟」は新憲法解説のためにも国体解釈の一致を求めるが、「河北」は「国体とはただ憲法全体の意味

を秩序付ける概念」に過ぎないとしている。

後者については「女性天皇」の是非や象徴天皇のあり方が問題となった。「女性天皇」は「河北」(12.10)「新岩手」(12.10)「信濃毎日」(12.20)が取り上げている。(日付は相当ずれるが同じ文章なので共同通信論説の可能性が高い)「新岩手・信濃毎日」は新憲法で実現しつつある男女平等の具体例の1つとして女帝賛成なのに対し、「河北」は男女平等といっても男女が全く同じ権利を持つことを必要とはせず「象徴」は国民の心理的意識を内容とするものだから、現状は女帝を認めなくてもよいとしている⁵⁴⁾。

天皇論は、「上毛」(11.24)が「神の前に人は平等」だが象徴という言葉がある以上天皇の存在は別であってもよい。ただ天皇は「闘士だけの世界から超然とした聖人に近い象徴」でなければならず、「闘争の仲間や欲の世界の伴侶」にしてはならないという。次いで「合同」(3.26)は中野重治『五勺の酒』を手がかりに、民族道徳樹立のためにも天皇が天皇制から解放されることを天皇制問題とは切り離して考えるべきとの提起をしている。

第3に、基本的人権に関する問題では、人身の自由について「北国毎日」(2.7)と「西日本」(2.11)が敗戦前の人権じゅうりんの事実と新憲法第33-38条の意義を論じており、勤労権は「伊勢」(3.1)が取り上げ、新憲法第27、28条の紹介、並びにこの条文が生かされるような社会経済的条件の整備を訴えている。そして家族制度は「西日本」(11.29、3.19)「岐阜」(12.6)「下野」(12.28)「北国毎日」(2.10)「北日本」(4.6)が取り上げているが、以前と同様、新憲法の精神に則ったものとして家族制度改正の意義を説いている。ただ、「西日本」は改正案のうち、祖先崇拜の習俗に関する条文について、習俗維持は民主主義精神を破壊すると反対している。さらに「北日本」(4.13)が「公共の福祉」を援用して自由の濫用を戒める社説も出している。

なお戦争放棄は(憲法普及での部分的言及は除くと)確認できた限り「四国」(2.28)と社説欄に設けた「上毛評檀⁵⁵⁾」で堀越順平が二度意義を述べた「上毛」(11.14、1.16)がみられる程度であった。

こうした中、「中国」は部分的に言及したものも含めるとこの時期に実に16本もの憲法に関する社説を掲載している。内容は、新憲法の意義を説明、普及するもの（11.7、28、12.2、1.30、3.17）司法制度（11.18）、婦人問題・家族制度（11.21、12.12、2.13、3.22）自由権＝国民の自由と公共の福祉（11.23、1.15、25、2.6）勤労権（1.10）議会一般（11.27）と一応区分することができる。戦争放棄に一部言及した社説（11.7、21）や内閣法制局による解釈の中で主権、戦争放棄を紹介した社説（11.28）を除くと、基本的人権について、或いは憲法全体の精神・意義を啓蒙するものであり（司法制度も国民の権利擁護の観点からの紹介）、解釈・説明に目新しいものはないが、憲法の条文・内容を引用して現実の政治・社会を論じようとするところに特徴があったといえる。

3. 施行

新憲法施行に合わせた地方紙の社説の内容は、公布時のそれと大きな変化がない。すなわち、これまでになかった画期的特徴を持つ憲法の意義・内容を説き、なお憲法の内容からは距離のある国民に運用への努力を求めるといった点は各紙共通している。ただし、細部では幾つか「変化」も見られるので、その点に絞って整理する。なお「神奈川」「静岡」「南日本」には施行に関する社説はなく（「いはらき」は不明）、一方「河北」「信濃毎日」「島根」「佐賀」「熊本日日」は2回以上に分けて論じている。

まず「新日本の出発」という位置づけは公布時と同様だが、ポツダム宣言履行後にある民主化完成・独立回復という比較的明瞭な目標にむけての「門出」と位置づける地方紙が多い（「北海道」「下野」「新潟」「福井」「岐阜」「中部日本」「島根」「合同」「佐賀」等）。全体に明治憲法への言及は殆どなくなり、天皇の地位について言及したのも「山形」「島根」に過ぎない。公布時のように明治憲法と決別する理由を説明する必要がなくなったからであろうが、この点、公布時は明治憲法との別れに「無量の感慨」に浸った「河北」は「古い憲法に

対し何の愛着も感じない」とし、同様に「天皇制が護持され国民道義の象徴として歴史的伝統を保ったこと」を特徴にしていた「佐賀」は「旧日本の天皇中心主義が主権在民の民主国家主義に改められた」と見解を変えている。施行時の社説において新憲法の要点の第1を「天皇制の確立」とした「毎日」(5.3)とはかなり異なるものといえよう。

また、公布以降の日本の歩みが幾つかの地方紙で評価されるが、政治の低迷、社会の混乱など施行を迎えるに相応しくないという「東奥」もあるが、他は4月実施の各選挙の実績もあり概ね一応の「お膳立て」は出来たとみている(「山形」「中部日本」「伊勢」「島根」「四国」「熊本日日」等)。特に「河北」「中部日本」「伊勢」は4月総選挙と連立の行方について、戦前よりは「透明」になった一例としている。勿論、特に「秋田魁」「福島民友」「岐阜」が強調するように国民の憲法への理解が深まったといえず経済困難も続いている。従って、大半の地方紙は憲法を自分のものにし正しく運用できるよう努力することが必要と指摘し、「島根」「西日本」等はそのために教育が重要とする(ただし過去の教訓としてワイマル憲法を挙げたのは「信濃毎日」1紙となり、「上毛」は空文化の例としてソ連スターリン憲法を挙げている)。さらに「公共の福祉」を援用して国民に義務・責任の自覚を促す地方紙(「埼玉」「徳島」など)や、為政者への監視も求めた地方紙(「伊勢」)もあった。

なお施行から数日間、一部地方紙は憲法に関連した社説を掲載している。「下野」(5.6)は労働権、「北日本」は国旗掲揚要請(5.8)⁵⁶⁾や警察官(5.10)、「熊本日日」は国民に「捨て身の覚悟」を求めた「絶対的平和主義」(5.5)を取りあげているが、「信濃毎日」は国際的意義、附属法、家族制度、首班指名、芸能と計5本も掲載している(なお「芸能」は芸能活動と憲法のかかわりについて、思想・良心の自由、検閲の禁止から論じている)。

全体に、公布時と比べ抽象的な意義の説明は簡略なものとなり、天皇への言及がさらに減っている。また4月の国政・地方選挙を無事乗り切ったこともあってか、講和への展望を言及するなど、やや「明るい」見通しを立てている地

方紙が多い点も特徴といえよう⁵⁷⁾。

おわりに（現時点でのまとめ）

「はじめに」で紹介した有山氏は、戦後日本のジャーナリズムは自らの歴史性を正視せず、「都合の悪いことは忘れる」姿勢を取り続けたという。そして憲法論議については、憲法起草の大切な時期に天皇制の呪縛に縛られて論議を十分展開することが出来ず、日本政府の憲法草案が発表されると一転して無批判に支持し、本来はジャーナリズム自身も憲法を自らのものにしななければならないのに「GHQお仕着せの「民主的新聞」の体裁を整え、読者に対しては上から啓蒙することを自己の使命に見出すようになっていった」と指摘している⁵⁸⁾。これは全国紙について言及したものだが、この点地方紙はどうであったか。以下、地方紙の憲法論議について、背景も含め今一度簡単に整理していきたい。

まず当たり前の事実であるが、地方紙は全国レベルの問題より地元の問題を重視する。「自前の記事」は殆ど地元情報であって、選挙になれば全国より地元情勢が優先される。そして全国ニュースは基本的に通信社（同盟、共同など）の配信に依存していた。ただし、地元優先の度合いは地方紙によって異なり、この点全国紙の影響力が強い首都圏（「埼玉」、「千葉」、「神奈川」）並びに「京都」「神戸」を除く近畿圏の地方紙が今回検討した時期においては最も地元優先の紙面となっていた。その結果これらの地方紙は憲法論議についても論説は勿論、一般記事も簡略なものであった。

また社説についても、制定期を通じてコラムのみを掲載した「神奈川」「静岡」の他、有識者論説を社説の代わりにしたり（1946年5月以降の「福島民報」）、「下野」のように本格的な社説は公布以降になってからの地方紙もある。そして、社説を共同通信配信の論説などから転載する地方紙（「福島民報」「いはらき」「信濃毎日」「日向日日」など）も多いのであった（ただ、60年たった現在

も続く配信論説の社説への転載については、しばしば「自主性欠如」と批判されるが、転載した論説をその新聞の見解とみなすことはでき、また読み手にとって転載か否かは二次的な問題であったともいえる。

論議については、総じて活発であったとはいいがたい。特に1946年3月の草案発表前は半数以上の地方紙が憲法についての見解を明らかにせず、全国紙以上に「奥歯の挟まった」議論となっている。その要因として、やはり「天皇制の呪縛」があったといえるが、戦争の後遺症が全国紙以上に大きかったことも理由として挙げられよう。(まだ一部しか参照できていないが)各地方紙の社史を読む限り、敗戦以降の厳しい「現実」、特に新聞それ自体を発行できるかどうかという問題や食糧危機の深刻化は憲法問題に優先する重大な問題であったことは間違いない。まさに「憲法よりメシ」であった。ただ、その中でも「京都」「北国毎日」のように草案発表前に限りなく「主権在民」に近い立場をとった新聞や逆に改正慎重論を活発に展開した「北海道」、そして「河北」のように読者に対して憲法問題の論点整理を提示した地方紙もあったことは注目すべきであろう。

憲法草案発表は地方紙にとっても大きな画期となり、憲法論議もようやく活発となった。そして、大半がそれまで言及を避けつつも明らかにしてきた自社の見解からは距離があるはずの政府改正案を支持し、議会審議では議会の姿勢の問題もあるが専ら主権問題に関心をよせていた(もっともこの点は政府が目指した主権解釈の「逆行」を阻止する役割を果たしたといえるが)。そして改正案が日本国憲法として公布・施行されるとその意義を国民に啓蒙する議論を盛んに展開した。以上のような全体の論調の「傾向」は全国紙のそれと類似するものであったといえる。

ただ、一方で主権在民を徹底させる立場から、逆に保守的な立場から、それぞれ政府の憲法改正案に批判的論調を掲げた新聞もあったことも事実であった。改正案発表時の「北海道」や「河北」の批判や労働権に注目した「西日本」、議会審議において国体変革を主張・言及した「伊勢」や「京都」、逆に主権在

民に懐疑的な「佐賀」と「南日本」、「日本的」なるものの重視を求めた「上毛」にみられるように、一部であるが（従業員組合が主導権を握った「読売」の一時期を除いた）全国紙より「幅」のある多様な議論が展開されていた。

また、「多数派」に属していた地方紙も含め、議会審議途中から憲法への関心の置き方に部分的であるにせよ変化が生じるようになったことも注目に値する。すなわち、戦前以来の憲法学は元々統治機構に偏重する傾向にあり⁵⁹⁾、主権問題にみられるように地方紙の憲法論議もその影響を強く受けていた。しかし、新憲法への一応の理解が進み、また家族制度や地方制度の改革が緊要の課題として浮上すると、「河北」「中国」「西日本」をはじめ多くの地方紙で新憲法の基本的人権により高い関心を示すようになった。と同時に、公布・施行時の社説のように天皇への言及は急速に減るようになる。勿論、天皇については各紙紙面から明らかなように「特別な存在」であり続け、批判的見解もみられないが、社説による限り「天皇の非政治化」「天皇と現実政治の分離」もかなり徹底するようになる。要するに、多くの地方紙の憲法についての関心が天皇制から個人の人権へと移ったといえ、このことは一方で天皇制論議さらには（全国紙と同様）地方紙自身の「過去との関わり」の棚上げに繋がったといえるが、他方大半が「憲法よりメシ」と考えていた地元読者に対して、より身近な問題から出発して新憲法についての議論を進めようとするにも繋がったといえよう。現在大半の地方紙が第9条や人権条項の「改憲」に慎重であることを冒頭で述べたが、制定期に芽生えた、地元根ざして憲法を考えようとする姿勢が、地方紙の憲法論議の基本として今日まで受け継がれた結果の一つの現われといえるのではないだろうか⁶⁰⁾。

最後に、今回の小論は、「骨と皮」もないような不十分な資料紹介に止まっており、当然、これから「血」となり「肉」をつけていかなければならない。具体的には、論説のさらなる検討に加え、論説以外の（特に各新聞社が独自に手がけた）記事や読者投書、各社主催事業の検討、各新聞の歩み（特に公職追

放や労使関係)や(同盟、共同)通信社との関係、GHQによる検閲の有無を調べていく必要がある。また、今回全く取り上げられなかった夕刊紙・新興紙についても出来る限り調査する必要があるといえよう⁶¹⁾。これらについては、今後の課題とし、その上でよりまとまった論文・報告を作成することにした。

注

- 1) 筆者は、具体的に現行憲法のどこを改正すべきかを明確にしないまま「護憲」「改憲」と言及するのは適切でないと考えているが、今回はとりあえず本文で記したような「定義」で「護憲」「改憲」とを区分した。
- 2) 例えば、丸山重威『新聞は憲法を捨てていいのか』(新日本出版社、2006年)
- 3) この点、「右派」の立場から地方紙社説を分析した次の論文は興味深い。藤岡信勝「地方紙ウォッチングVOL.2 未だに念仏平和と護憲大合唱の「8・15」社説」(『正論』第388号、2004年、所収)
- 4) 今回検討対象としたのは日本新聞協会加盟の朝刊紙のうち、戦時中統合された「県紙」「ブロック紙」と沖縄以外唯一の「一県二紙」である福島県の「福島民友」に限定した。さらに東京・大阪の他、京都以外の近畿、千葉、山梨、鳥取、長崎の「県紙」は事情により今回は検討できなかった。なおこれらの新聞の多くは、新聞ライブラリー(財団法人日本新聞教育文化財団)と国立国会図書館で収集し、両図書館とも所蔵していない地方紙は、各地方自治体(県立、市立)の図書館に所蔵されている分を利用した。
- 5) 有山輝雄『戦後史のなかの憲法とジャーナリズム』(柏書房、1998年)
- 6) 国立国会図書館編『ドキュメント戦後の日本 新聞ニュースにみる社会史』5 憲法と護憲運動(大空社、1994年)。ただし主に1947年憲法施行以降が収録されている。
- 7) 歴史教育者協議会編『日本国憲法を国民はどう迎えたか』(高文研、1997年)。北海道、宮城、茨城、山梨、静岡、京都、岡山、愛媛、福岡が紹介されている。
- 8) 桂敬一『現代の新聞』(岩波新書、1990年)また、井川充雄「占領期における新興紙と全国紙―「中京新聞」を中心に―」(『マス・コミュニケーション研究』第42号、1993年、所収)も参照。
- 9) 以上、日本新聞協会編『日本新聞協会年鑑』昭和22年度版を参照。なお「下野」「いはらき」「神奈川」「合同」は10月末まで、「埼玉」「千葉」「山梨日日」は1945年末まで欠号が非常に多い。また「中国」は11月初旬まで「朝日」、「香川日日」は11月まで「毎日」とほぼ同じ紙面構成であった。
- 10) 日本国憲法制定史に関する文献は相当量存在するが、差し当たり古関彰一『新憲法

の誕生』（中央公論社、1989年）を参照。

- 11) 「福島民報」「新潟日報」「香川日日」は「毎日」10月14日社説を、「香川日日」1月16日社説は「朝日」を転載している。また1946年2月に「完全独立」するまで読売傘下にあった「島根」は当然「読売」社説を転載しているが、国会図書館所蔵は12月分が欠けており、十分調べられていない。
- 12) 1月24日共同通信配信記事に天皇制論争として憲法案を提示した団体や政党、それに日本政府の憲法・天皇制への見解が整理されており、政府はその保守的姿勢が批判されている。
- 13) 共同通信配信の寄稿で大半の地方紙が掲載したのは、鈴木安蔵（10.14頃）の憲法論と佐野学（11.7前後）、和辻哲郎（1.5前後）の天皇論が挙げられる。鈴木「続編」（10.24頃、2.14頃）や高野岩三郎（2.10）は数紙に止まる。なお論点整理についての配信は10月15日、11月17-19日、1月24日、2月2日等の地方紙に掲載されている。
- 14) 10月に掲載された憲法改正に関する社説は例外なく天皇の「御発意」に触れ論議の必要を説いている。
- 15) これとは別に天皇制批判の自由については、例えば「京都」がロンドン・ハイドパークを例に、批判の自由の必要性を社説（10.27）、コラム（12.16）で主張している。
- 16) 「佐賀」（10.14）は「憲法改正は当然」とし、「信濃毎日」（10.17）は現行憲法のままなら（天皇の希望という）「イギリス風」は無理と述べている。
- 17) 「河北」は11月17日、12月18日、1月5、15、16日にも憲法・天皇制関連の社説を出している。なお「東奥」（10.23）は「河北」同日社説と同文の社説である。
- 18) 憲法・天皇制に関する「北海道」の社説は、他に10月21日、12月7日、1月26日、2月9日に掲載されている。
- 19) 肩書きは商工経済会高山支部事務長で、ポツダム宣言受諾で旧来の日本国は存在しない。憲法改正の主体は人民であって、統治権は国民の総有に属するようにすべきと主張している。
- 20) なお「島根」も1945年は（当時従業員組合の影響下にあった）「読売」の傘下であるので、当然明治憲法の大幅改正論をとっていたはずであるが、今回は十分調べられていない。
- 21) 「京都」の論説委員は著名な経済学者で、後に同志社総長となる住谷悦治であった。
- 22) 安藤は和辻哲郎の寄稿（注13）に触発され寄稿したという。まず1月13、14、17、18日に「天皇と憲法」に関する論説を発表。これに対し曄道文芸が天皇制支持の立場から反論を掲載し（2.15-19）、それに対する反批判をまた発表している（2.24、25、27、3.1）。後に立命館大学、岡山大学教授を歴任。
- 23) このため「防長」は憲法草案への社説発表が3月17、20日になった。なお「防長」は11月8、24日、1月23、26日と天皇制（支持）に関する社説を出している。

- 24) 3月5日には「天皇の国民投票」との報道も配信している。「西日本」(3.6)「熊本」(3.7)「北海道」(3.8)は国民投票や松本案頓挫に関する社説を出している。
- 25) 「憲法草案の国際的意義」は「福島民報」「いはらき」「信濃毎日」「伊勢」「日向日日」に、「日本の永世中立化提唱」は「新岩手」「福島民報」「いはらき」「信濃毎日」に掲載。
- 26) 草案に関する社説は別記しない限り3月7-12日に掲載されている。
- 27) もっとも、全面批判を書けばGHQの検閲にかかる可能性が大いにあるだろう。なお「佐賀」のコラムには「新憲法は95%が米国的」と指摘している(3.9)が、これもアメリカへの批判ではない。また「西日本」に河村又介(九大教授)が米国的色彩が強いと指摘している(3.8)。
- 28) 「新岩手」「秋田魁」「山形」「福島民報」「福島民友」「北日本」「合同」「佐賀」「大分合同」が「三大特色」をそのまま使用している。
- 29) 「福島民友」は戦時中「福島民報」に統合される形で廃刊となり、1946年2月20日に復刊した。以上のような経緯もあり、「言論の自由」には敏感であった。草案発表直後に「三月十五日の記憶」と題した1928年の3・15事件についての社説も掲載している。
- 30) 草案に関する社説は署名付であるが、新聞ライブラリー所蔵の紙面では判読不能である。また、戦後直後の「北海道」の動向についてはまだ十分調べておらず、今後の課題である。
- 31) 「河北」は草案の際には社説で戦争放棄を画期的と評しており、戦争放棄規定そのものに否定的だった訳ではない。
- 32) なお「京都」も、草案に対して何の評価も示していない。民間草案をたたき台に下から憲法問題の自主的解決を目指すという主張が不首尾に終わったと解したためだろうか。
- 33) 「福井」は社説欄に載った「月曜新想」で山本雅雄(山本精機社長)が「国体護持」の立場から草案に反対している(4.18)。又「新潟」掲載の「憲法草案に寄す」で荊木一久が同様の立場から不満を表明している(6.9)。
- 34) 共同通信配信による論点整理は、6月24、30日、7月13日、9月16日等に掲載された。ただ識者寄稿は、複数の地方紙が掲載した記事(例えば、7月下旬の鈴木安蔵)はあるが、大半の地方紙が掲載した寄稿記事は確認の限り見当たらない。
- 35) ただし、「福井」は1946年7-9月が欠号(県立図書館所蔵分、なお国会図書館も1948年以前は所蔵なし)のため、議会審議中の社説・論説は不明である。
- 36) ただ「国体」の理解については、本文でも明らかなように論者によって様々であったことは事実であり、保守系の国会議員、例えば「新潟」の座談会「憲法審議を巡って」(7.20-24)や「東奥」8月19日特集における山崎岩男は国体護持を強調している。
- 37) この点「河北」は「象徴」に対する見解を改正案発表時からは変えている。

- 38) 「南日本」の社説に対しては議論を呼んだようであり、社説に反発する読者投書(7.30)と逆に投書への批判投書(8.11)が掲載されている。
- 39) ただし「佐賀」は、憲法解釈の点で異を唱えているのであって、憲法改正案そのものには一貫して肯定的であり不満を持っているわけではない。
- 40) 本文引用の社説は黒田覚(前京大教授)が執筆している。また「京都」は9月2、6、8、10日と社説・独自解説を掲載しており、このうち6日が住谷、8、10日は黒田がそれぞれ執筆している。
- 41) 例えば「中国」8月15日の社説で戦争放棄の意義を説明しており、衆議院通過時に社説を出した地方紙(本文参照)が幾らか言及している。なお、本文にある「熊本日日」「島根」両社説も意義について述べたものである。
- 42) 例えば、「新潟」の前出座談会(注34)では、戦争放棄が一番最後に簡単に触れられているに過ぎない。
- 43) 特に「下野」は社説欄に「今日の話題」というコラムを掲載していたが、1946年3月の「家庭の民主化」以降、男女平等、女性解放に関する論を時々掲載している。
- 44) 「佐賀」は民法に関する社説の10日前に、教育勅語について当面は見直し不要とし、同時に現状の「道義退廃」を憂う社説を掲載している(8.9)。
- 45) 社説で明確に一院制を支持した地方紙は本文で指摘した「合同」以外、現在のところ見当たらない。ただし、改正案発表の際の識者寄稿では、堀真琴(「合同」3.31)のように一院制支持の意見もあった。
- 46) 議会終了時に「伊勢」が「激情の抑制と真実の理性」という題の社説(10.12)で、同様に貴族院審議を参議院の模範として高く評価している
- 47) 地方制度改革については、「埼玉」や「神奈川」といった社説・論説では憲法論議を殆ど行わなかった地方紙も関心を持っていたことを補足しておく。
- 48) 新憲法成立以降、政府の主務大臣として答弁に立っていた金森徳次郎がしばしば憲法に関する寄稿を寄せるようになっていく(例えば1948年以降の憲法記念日)。
- 49) 「佐賀」は新憲法成立、公布、施行全ての社説の題名を「国民の覚悟」としている。
- 50) 公布日の紙面は尾崎行雄や長谷川伸の寄稿の他、世界の憲法や明治憲法悪用の歴史に関する共同通信配信記事で埋められた地方紙が大半であった。
- 51) 「秋田魁」は日本皇室の伝統精神は「民の政治であり民のための政治」であったが、明治以降特に憲法解釈で天皇制を絶対王権に結びつけたことが問題で、敗戦によって「過去の偽装された日本は清算された」とする。
- 52) 憲法審議中は独自の立場、憲法解釈を主張していた「南日本」は、「民主と平和の発呈」というが、天皇の地位については特に触れていない。
- 53) 憲法改正案発表以来、経済困難を特に強調するのが「信濃毎日」の論調の特徴といえる。1947年元旦の社説も「民主の春近からず」と他紙に比べ悲観的な見通しを立てている。
- 54) 「北国毎日」コラムも女帝賛成である(12.13)。また元号を改廃する主張も一部地

- 方紙であった(「京都」(9.18)「西日本」(10.25)、「信濃毎日」(11.11)、「防長」(11.18))。
- 55) ちなみに、後に首相となる中曽根康弘も1946年11月以降「上毛評檀」に登場している。ただし今回調べた時期(憲法制定期)は、憲法について論じていない。
 - 56) 国旗掲揚については「熊本日日」社説(2.12)でも日章旗掲揚を求めている。
 - 57) この点、憲法以外の社説を検討していないので断定は出来ないが、4月総選挙で社会党が第1党に躍進したことへの好感が背景にあったかもしれない。
 - 58) 有山輝雄、前掲書参照。
 - 59) 憲法学史については、長谷川正安『日本憲法学の系譜』(勁草書房、1993年)大石眞『日本憲法史』(有斐閣、1995年)等を参照。
 - 60) 勿論、今回は憲法制定期のみを検討であり、憲法論議に対する姿勢に変化がなくても、今日に至るまでに地方紙の憲法に対する見解は何度も変わったように思われる(例えば「北国」、「伊勢」、「南日本」)。どのような歴史的変遷を経て、現在のような状況=大半が「改憲」慎重派となったのかについては今後の課題である。
 - 61) 夕刊紙では、特に「夕刊京都」が「京都新聞」と比べても遥かに「急進的」な主張を展開していたことが知られている。法政大学大原社会問題研究所編『証言占領期の左翼メディア』(御茶の水書房、2005年)、「証言2『夕刊京都』と京都の左翼文化人(和田洋一)」参照。

本稿は、科学研究費基盤研究C(課題番号17520453)「占領期の憲法論議」による成果の一部である。

表1 日本新聞協会加盟新聞（朝刊紙）発行部数（1951・5）

*：「県紙」「ブロック紙」、 現在廃刊

	部数	備考
[北海道・東北]		
*北海道新聞	630,000	
北海タイムス	203,000	1946.5創刊
北海日日新聞	85,000	1946.9創刊
函館新聞	50,000	1946.8創刊
*東奥日報	120,000	
デーリー東北	20,000	1945.12創刊
*新岩手日報	74,000	現岩手日報
岩手新報	41,600	1946.4創刊
*河北新報	165,267	
*秋田魁新聞	108,141	
*山形新聞	128,500	
*福島民報	92,000	
福島民友	40,000	1946.2創刊（復刊）
[関東]		
*いはらき	45,500	現茨城新聞
*下野新聞	50,000	
栃木新聞	46,000	1950.3創刊
*上毛新聞	63,000	
*埼玉新聞	65,000	
*千葉新聞	42,000	(1956.11廃刊)
*神奈川新聞	95,000	
[中部]		
*新潟日報	154,000	
高田日報	8,500	1949.6創刊
*北日本新聞	103,953	
富山新聞	62,000	1946.3創刊（北国新聞富山版）
*北国新聞	169,112	1949まで北国毎日新聞
石川新聞	50,000	1945.9創刊

	部数	備考
*福井新聞	65,449	
*山梨日日新聞	41,800	
山梨時事新聞	34,000	1946.3創刊
*信濃毎日新聞	197,553	
*岐阜タイムス	98,580	1946.2まで岐阜合同新聞、現岐阜新聞
*静岡新聞	100,000	
静岡民報	30,819	1946.7創刊
*中部日本新聞	964,446	
東海毎日新聞	53,200	1946.8創刊
中部経済新聞	72,122	1946.11創刊
*伊勢新聞	44,835	
[近畿]		
*滋賀新聞	23,000	(1955廃刊)
*京都新聞	191,064	
*神戸新聞	237,000	
神港新聞	51,000	1946.4夕刊→1950.3朝刊
*奈良日日新聞	22,000	1954以降度々停刊
大和タイムス	29,544	1946.10創刊、現奈良新聞
*和歌山新聞	29,850	(1972廃刊)
[中国・四国]		
*日本海新聞	33,078	1975年廃刊→再建
山陰日日新聞	31,000	1946.9創刊(米子)
*島根新聞	60,000	現山陰中央新報
*山陽新聞	220,000	1948.5まで合同新聞
*中国新聞	230,000	
*防長新聞	28,000	(1977廃刊)
*徳島新聞	71,111	
徳島民報	35,000	1946.8創刊
*四国新聞	54,500	1946.2まで香川日日新聞
*愛媛新聞	130,000	

	部数	備考
新愛媛	35,000	1946.7創刊
* 高知新聞	122,000	
[九州]		
* 西日本新聞	576,000	
新九州	105,000	1946.4夕刊→1950.3朝刊に変更
* 佐賀新聞	33,074	
* 長崎日日新聞	41,000	
長崎民友新聞	32,500	1946.12分離→1959再統合（長崎新聞）
時事新聞	17,500	1946.12分離
* 熊本日日新聞	123,000	
* 大分合同新聞	79,000	
* 日向日日新聞	45,751	現宮崎日日新聞
* 南日本新聞	136,000	1946.2まで鹿児島日報
参考：全国紙（東京・大阪）		
朝日新聞	4,212,388	（東京1,680,479 大阪1,537,913）
毎日新聞	4,251,021	（東京1,867,560 大阪1,460,733）
読売新聞	2,003,795	
日本経済新聞	700,000	
産業経済新聞	767,819	（東京195,500 大阪572,814）

資料：『日本新聞協会年鑑』1952（昭和27）年版より